

## 規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第六十三号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・四五パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。  
別表第四第十二号中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。